

岩手県告示第97号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
雇用対策 ・労働室	社団法人岩手県シルバー人材センター連合会 運営費補助、緊急雇用創出事業費補助（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、ふるさと雇用再生特別基金一時金支給事業費（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合のふるさと雇用再生特別基金事業費補助に係る一時金に限る。）、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協会補助	雇用対策 ・労働室	社団法人岩手県シルバー人材センター連合会 運営費補助、緊急雇用創出事業費補助（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、ふるさと雇用再生特別基金一時金支給事業費（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合のふるさと雇用再生特別基金事業費補助に係る一時金に限る。）、 <u>事業復興型雇用創出事業費補助、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業費補助（その区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）</u> 、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協会補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			